

議案第4号

鳥取県教育委員会の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則の
廃止について

鳥取県教育委員会の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則の廃止について、
別紙のとおり提出します。

平成20年11月14日

鳥取県教育委員会教育長 中 永 廣 樹

鳥取県教育委員会の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則の廃止について

1 規則廃止の理由

公益法人制度改革関連三法の制定により、民法の一部が改正され、主務官庁の公益法人に対する監督に関する規定が削除されることに伴い、公益法人の設立及び監督に関して必要な事項を定めた鳥取県教育委員会の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則（以下「規則」という。）を廃止する。

2 規則の概要

- (1) 規則は、廃止する。
- (2) 施行期日は、平成20年12月1日とする。

鳥取県教育委員会の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則を廃止する規則案

鳥取県教育委員会の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則（昭和62年鳥取県教育委員会規則第6号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成20年12月1日から施行する。

鳥取県教育委員会の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則 の廃止について

教育総務課

1 規則廃止の必要性について

公益法人制度改革三法が平成20年12月1日に施行され、これに伴い、従来の主務官庁の監督に関する規定は削除されることとなる。



従来の公益法人の設立及び監督に関する規則である「鳥取県教育委員会の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則」は廃止の措置を採る必要がある。

【参考】公益法人制度改革

- ・従来の公益法人制度は設立と公益性の判断が一体であったが、新制度ではこれを分離し、登記のみで法人の設立が可能となり（一般社団・公益法人）、これらのうち希望する法人が公益性の認定を受けることができる（公益社団・財団法人）制度とされた。
- ・現存する公益法人は特例民法法人として存続することができ、5年間の移行期間中に、新制度に基づく法人に移行する必要がある。

2 廃止後の経過措置について

従来の公益法人（教委所管：41法人）も、新制度に移行するまでは、特例民法法人として存続するため、これらの業務の監督は依然必要。



特例民法法人の業務の監督については、法律により経過措置が設けられており、規則の廃止に関わらず、従来通りの取扱い（廃止する規則に則る扱い）とすることとされているため、別段の措置を採る必要はない。

【参考】一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

第95条 特例民法法人の業務の監督（設立の許可の取消し及び解散の命令に係るものを除き、定款の変更の認可、解散した特例民法法人の財産の処分の許可、解散及び清算人に係る届出並びに清算終了の届出に係るものを含む。）については、なお従前の例による。

鳥取県教育委員会所管公益法人の所管課一覧

- 1 主管課：教育総務課
- 2 所管課：以下のとおり（公益法人数 41）

所 管 課	公 益 法 人 名
教育総務課 （6法人）	(社)鳥取県私学振興会、(社)鳥取県私立学校協会、 (財)鳥取県教育文化財団、(財)鳥取県護国神社奉賛会、 (財)鳥取バイオサイエンス振興会、(財)鳥取県教育会館
福 利 室 （1法人）	(財)鳥取県教育関係職員互助会
小中学校課 （1法人）	(財)佐武会
人権教育課 （8法人）	(財)三松奨学育英会、(財)竹歳俊夫奨学育英会、 (財)鳥取県育英会、(財)境港うなばら水産奨学会、 (財)鳥取県高等学校教育振興会、(財)鳥取県教育弘済会、 (財)長谷育英奨学会、(財)坂口奨学館
家庭・地域 教育課 （5法人）	(財)鳥取県ボーイスカウト運動維持財団、 (財)鳥取市社会教育事業団、(財)昭和教育会、(財)思齋社 (社)ハーモニカレッジ
文化財課 （8法人）	(財)史跡鳥取藩主池田家墓所保存会、(財)鳥取市教育福祉振興会、 (財)米子市教育文化事業団、(財)渡辺美術館、 (財)ごうぎん鳥取文化振興財団、(財)境港市文化福祉財団、 (財)植田正治写真美術財団、(財)鳥取市文化財団
体育保健課 （5法人）	(財)鳥取県学校給食会、(財)鳥取市学校給食会、 (財)鳥取県体育協会、(財)米子市学校給食会、 (財)澤巖記念スポーツ振興基金
スポーツセ ンター （7法人）	(財)尚徳会、(財)伯耆町スポーツ振興事業団、 (財)倉吉市教育振興事業団、(財)鳥取県水泳連盟、 (財)北条スポーツクラブ、(財)鳥取県サッカー協会、 (財)初動負荷トレーニング研究財団